

# III-2

履修の概要(大学院)

HANDBOOK  
OF CAMPUS LIFE  
SAPPORO CITY UNIVERSITY

## 1. 標準修業年限及び在学年限（大学院学則第14条・第15条）

### (1) 博士前期課程

大学院博士前期課程の標準修業年限は2年としています。また、在学期間は、4年を超えることができません。4年で修了できない場合は、除籍となります。

なお、編入学、転入学、再入学、転研究科又は留学を許可された学生の在学年限については、個々に定めています。

### (2) 博士後期課程

大学院博士後期課程の標準修業年限は3年としています。また、在学期間は、6年を超えることができません。6年で修了できない場合は、除籍となります。

なお、編入学、転入学、再入学、転研究科又は留学を許可された学生の在学年限については、個々に定めています。

## 2. 学年・学期（セメスター制）（大学院学則第11条・第12条）

大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、この学年を2つの学期（前期・後期）に分けています。本学では、短期間に集中して学修することにより教育効果を高める観点から、学期毎に単位認定を行うセメスター制を採用しています。

●前期：4月1日～9月30日 ●後期：10月1日～3月31日

※2026年度後期の授業開始は、9月28日（月）です。

## 3. 単位制・修了要件（大学院学則第14条・第42条・第42条の2）

### (1) 博士前期課程

大学院博士前期課程では、単位制を採用しており、修了を認定されるためには、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、必要単位数以上の単位を修得し（デザイン研究科：30単位、看護学研究科：30単位（専門看護師コースは46単位）、かつ、必要な研究指導を受けた上で本学大学院が行う修士論文等の審査及び試験に合格しなければなりません。

ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとします。

各授業科目には、授業の開講形態・時間数により単位を定めています。学生は、各自の学修に必要な科目を学期の始めに登録（履修登録）し、所定期間その科目の授業を受け、学期末等に行われる試験等に合格することによって、その科目の所定単位を修得することができます。

## (2)博士後期課程

大学院博士後期課程では、単位制を採用しており、修了を認定されるためには、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、必要単位数以上の単位を修得し（デザイン研究科：16単位、看護学研究科：14単位）、かつ、必要な研究指導を受けた上で本学大学院が行う博士論文の審査及び試験に合格しなければなりません。

ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとします。

各授業科目には、授業の開講形態・時間数により単位を定めています。学生は、各自の学修に必要な科目を学期の始めに登録（履修登録）し、所定期間その科目の授業を受け、学期末等に行われる試験等に合格することによって、その科目の所定単位を修得することができます。

## 4. 授業科目（大学院学則第26条）

本学大学院の授業科目は、修了要件との関係で、必修科目、選択科目及び自由科目に分類しています。

### (1)必修科目

履修により修得した単位数を修了の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「修了単位認定科目」という。）で、その履修を義務付けられている科目です。

### (2)選択科目

修了単位認定科目で、選択によりその履修をすることができる科目です。

### (3)自由科目

修了単位認定科目以外の科目です。

## 5. 既修得単位等の認定（大学院学則第29条・第31条）

教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして15単位を超えない範囲で認定を受けることができます。

また、在学中、教育研究上有益と認めるときは、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができ、他の大学院において修得した単位は15単位を超えない範囲で、上

記と同様に単位を認定される場合があります。また、前述の既修得単位とあわせて20単位を超えない範囲となります。

申請期間や方法等の詳細については、ガイダンス等でお知らせしますので、該当される方は所定の手続きをとってください。

## 6. 長期履修学生制度（大学院学則第33条）

学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる場合があります。

申請方法等の詳細については、ガイダンス等でお知らせします。

## 7. 成績評価（大学院学則第27条・大学学則第35条ほか）

成績の評価は、試験の成績等のシラバスに記載された基準・方法に基づき、総合的に評価して判断します。成績の判定基準は次のとおりとし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とし、合格した場合は、所定の単位が与えられます。また、下記のとおり、評語に対応したGP（Grade Point）を定め、GPA（Grade Point Average）を算出します。

標語 (評価)	GP	評点	基準	合否判定
S	4	90～100点	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている	合 格
A	3	80～ 89点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	
B	2	70～ 79点	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	
C	1	60～ 69点	到達目標を最低限達成している	
F	0	0～ 59点	到達目標に達成していない	不 合 格

※GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目のGP}}{\text{履修登録した各授業科目の単位数の和}}$$

※GPAは、セメスター単位、年間又は累計の各期間で計算し、学生の表彰などに使用します。

※GPAは、履修登録・成績確認で使用しているWEBシステムの成績確認画面で確認できます。

※自由科目のGPIは、GPAに算入しません。

※「履修登録した各授業科目の単位数の和」について、不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合の再履修前の不合格評価に係る単位数は、累計のGPAには算入しません。

ただし、セメスター単位又は年間ごとに計算するGPAにはそれぞれ算入します。